

安全・安心な食料・製品の提供



三井物産は、安全と安心は事業推進の大前提であると認識し、事業活動を推進しています。

消費生活用製品については、「消費生活用製品取扱方針」および「消費生活用製品取扱規程」を定め、さらに関係営業本部ごとに細則をつくり、同製品を取り扱っています。

食料については、先進国の中では食料自給率が最低といわれるわが国の食料の確保に努めており、食料本部、流通事業本部では内規に基づく食品衛生管理委員会を設置、データベースを構築して海外における生産の段階にも目を配り、最優先事項である食品の安全・安心の確保に取り組んでいます。また、当社では社員および関係会社社員に対して2002年10月からほぼ毎月1回のペースで2019年3月までに189回の「食の安全セミナー」を開催し、各種法令対応や適正表示の強化を推進し、食の安全・安心に関わるリスク管理に努めています。2019年3月期は、改正食品衛生法によりHACCP*が義務化される中、実際の事例に基づき、食品クレームが起きることが予想できたかどうかや、起きたときの考え方と取るべき行動、および法的責任について考えることを目的とした「食品の回収事例から、食品クレーム原因を考察する」や、実際に起きた食品表示事件を題材にして、食品表示法上の表示違反について考えることを目的とした「強まる食品表示の行政点検の事例から考える」等、さまざまなテーマでのセミナーを開催し、関係会社社員を含め計345名が参加しました。

なお、当社は、一般社団法人日本加工食品卸協会に加盟しており、流通面においても加工食品の安全・安心な供給に貢献しています。

消費生活用製品および食料以外の品目についても同様に、当社は安全と安心を最優先する姿勢で臨んでいます。

医薬品については、医師や薬剤師が安心して選択し、消費者に安全な製品を提供できるようなマーケティングにも注力していきます。

*：食品等事業者自らが食中毒汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去または低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。この手法は国連の国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）の合同機関である食品規格（コーデックス）委員会から発表され、各国・地域にその採用を推奨している国際的に認められたものです。

消費生活用製品取扱方針

消費者の重視ならびに製品安全確保の重視

当社は、消費生活用製品を製造、輸入、あるいは国内販売するに当たり、高性能製品や低廉な製品を製造、輸入、あるいは販売することを追求するだけでなく、消費者の立場を重視し、安心して消費者が使用できる安全な製品を取り扱うことを優先事項として位置付けています。また、この方針は、当社が掲げる経営理念（Mission, Vision, Values）にも合致するものです。

管理体制の整備・運用

当社は、本方針に沿った運用を実施すべく、適切なりスク管理体制を整備し、製品事故発生時の情報収集・伝達・開示体制、製品回収の体制の維持・向上に努めてまいります。

責任ある医薬品マーケティング推進への取り組み

活動

SDGs：3.8

主に製薬企業向けに医療データサービス事業を展開する当社出資先のTriNetX, Inc.では、米国を中心に17か国にまたがる病院の電子カルテ情報を集積したデータベースを構築し、製薬企業等の治験効率化・マーケティング支援サービスを提供しています。同社のプラットフォームを通じて、より適正な医薬品の使用にも資する各種情報を製薬企業や医療機関に向けて提供しています。

